

小諸市一般廃棄物収集運搬業許可申請・届出の手引き

1 許可基準

以下の全てを満たしている必要があります。

事業の用に供する施設及び申請者の能力が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りること。

- ・一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ・積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- ・一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

申請者（法人の場合は役員等を含む）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の欠格要件に該当しないこと。

収集運搬する一般廃棄物は、小諸市内で発生したものであり、かつ、適正な処分先を小諸市内で確保できること。

新規の場合は、一般廃棄物の収集運搬の見込みがあること。更新の場合は、「一般廃棄物処理業務実績報告書」の提出があり、かつ、当該許可の期間内（直近の1年間）に一般廃棄物収集運搬業務の実績があること。

市税の滞納がないこと。

2 取り扱うことのできる廃棄物

事業系一般廃棄物 燃やすごみ、生ごみ

家庭系一般廃棄物 家庭から一時的に多量に排出される一般廃棄物

3 許可申請

(1) 申請に当たって

新規許可の場合は、必ず事前に相談してください。更新の場合は、許可期間満了の14日前までに申請が必要です。（期間満了について、市からは通知しません。）

申請書は、必ず事前に担当者に連絡し、日程を調整の上、内容を説明できる方が生活環境課へ持参してください。

許可期間 2年以内

申請手数料 10,000円

(2) 提出書類

一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者は、「一般廃棄物収集運搬業等許可申請書(様式第5号)」に次の書類を添付して申請してください。更新の場合も同様です。

添付書類一覧

添付書類	内 容
事業計画書	別紙様式 1-1 号 ・ 収集運搬する一般廃棄物の種類 ・ 排出事業所の名称、所在地、収集運搬する事業系一般廃棄物の種類【別紙でも可】 (申請時に予定(更新の場合は現に収集運搬)している全ての事業所について記入) ・ 事業系一般廃棄物の搬入先 ・ 推定搬入量(月平均)
施設、設備、従業員等に係る調書	別紙様式 2 号 ・ 収集運搬車両明細 ・ 収集運搬に従事する作業員名簿 ・ 積替施設等を有する場合はその概要 ・ 他市町村等における許可の状況
住民票抄本 (法人の場合は、定款及び登記事項証明書)	定款は原本証明すること。 登記事項証明書は「履歴事項全部証明証」とする。 申請日前 3 ヶ月以内に発行されたものを提出すること。コピーは不可。
申請者の印鑑証明 (法人の場合は、代表者の印鑑証明)	申請日前 3 ヶ月以内に発行されたものを提出すること。コピーは不可。 申請者印には印鑑証明と同じ印鑑を使用すること。
使用車両の車検証の写し	車検の有効期間内であること。 名義が申請者でない場合、申請者が車両を使用する権限を有することを証する書類を添付すること。
直前 2 年の所得証明書及び納税証明書 (法人の場合は、決算報告書及び納税証明書)	納税証明書は、住所(所在地)の市町村の納税証明とする。 申請日前 3 ヶ月以内に発行されたものを提出すること。コピーは不可。
欠格事項非該当誓約書	別紙様式 3 号
その他市長が必要と認める書類	

4 変更許可申請

(1) 変更許可申請が必要な事項

一般廃棄物収集運搬業の許可事項のうち次の変更を行う場合は、「一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書」による変更許可申請が必要です。

取り扱う一般廃棄物の種類の追加

積替保管の開始

変更許可申請にあたっては、必ず事前に相談してください。

(2) 提出書類

取り扱う一般廃棄物の種類の追加

添付書類	内 容
事業計画書	別紙様式 1-1 号 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬する一般廃棄物の種類 ・ 排出事業所の名称、所在地、収集運搬する事業系一般廃棄物の種類【別紙でも可】 (変更内容(事業所の追加、廃棄物の種類の追加)が分かるように、変更後を含めた全ての事業所について記入) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系一般廃棄物の搬入先 ・ 推定搬入量(月平均)
施設、設備、従業員等に係る調書	別紙様式 2 号 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬車両明細 ・ 収集運搬に従事する作業員名簿 ・ 積替施設等を有する場合はその概要 ・ 他市町村等における許可の状況 変更となる内容がある場合に添付
使用車両の車検証の写し	車検の有効期間内であること。 車両の追加や入替えがある場合に添付
その他市長が必要と認める書類	

積替保管の開始

添付書類	内 容
積替保管施設の概要を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積替保管施設の概要 ・ 敷地内の配置図 ・ 施設の構造を明らかにする各種図面及び写真
その他市長が必要と認める書類	

5 変更届

一般廃棄物収集運搬業の許可事項のうち次の変更を行った場合は、変更日から 10 日以内に「一般廃棄物収集運搬業等許可申請事項変更届（様式第 7 号）」及びその内容を証する添付書類を提出する必要があります（郵送可）。

住所	個人の氏名、法人の名称、組織
法人の役員等	収集運搬車両
事務所・営業所	

添付書類一覧

変更事項	添付書類
住 所	個人の場合：住民票抄本 法人の場合：履歴事項全部証明書 変更後の内容が記載されたものを提出すること。コピーは不可。
個人の氏名 法人の名称、組織	個人の場合：住民票抄本 法人の場合：定款及び履歴事項全部証明書 変更後の内容が記載されたものを提出すること。コピーは不可。 定款は原本証明すること。
法人の役員等	・履歴事項全部証明書 変更後の内容が記載されたものを提出すること。コピーは不可。 ・欠格事項非該当誓約書（別紙様式 3 号）
収集運搬車両	・収集運搬車両明細 ・車検証の写し（車両を追加する場合）

小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（以下「施行規則」）第 16 条第 2 項前項の規定により、一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可申請書に記載した事項に変更を生じたときは、一般廃棄物収集運搬業等許可申請事項変更届（様式第 7 号）を 10 日以内に、市長に提出しなければならない。

6 廃止・休止届

一般廃棄物収集運搬業の全部又は取り扱う一般廃棄物の種類の一部を廃止しようとするとき、又は一般廃棄物収集運搬業を休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする日の 20 日前までに「一般廃棄物収集運搬業等廃止・休止届（様式第 9 号）」を提出する必要があります。なお、廃止の場合は、一般廃棄物収集運搬業等許可証も提出する必要があります。

施行規則第 18 条

許可業者は、その事業を休止又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の 20 日前までに、一般廃棄物収集運搬業等廃止・休止届（様式第 9 号）を、市長に提出しなければならない。

各届出書の副本に受領印が必要な場合は、返信用封筒に切手を貼って同封してください。

7 実績報告

前月分の一般廃棄物の収集運搬に関し、一般廃棄物処理業務実績報告書(様式第10号)を毎月10日までに、提出する必要があります。実績がない場合もその旨報告が必要です。報告はFAX、Eメールでも可とします。

施行規則第21条

許可業者は、前月分の一般廃棄物の収集運搬又は処分に関し、一般廃棄物処理業務実績報告書(様式第10号)を毎月10日までに、市長に提出しなければならない。

報告先 小諸市生活環境課ごみ減量推進係

FAX : 0267-23-8766 E-mail : genryo@city.komoro.nagano.jp

各種様式は、小諸市公式ホームページからダウンロードいただけます。

8 収集運搬業務の実施に当たっての遵守事項

(1) 関係法令を遵守すること。

(2) クリーンヒルこもろの搬入ルールを遵守すること。

運搬経路について

- ・中央線により区画された道路を通行しなければならない。
- ・国道18号線「坂の上南」交差点から浅間サンラインへ上る経路は通行不可

搬入時間について

- ・平日の午前9時～正午、午後1時～4時(一部祝日あり)

搬入できる一般廃棄物について

- ・収集運搬事業者が搬入できる事業系一般廃棄物は、「燃やすごみ」のみ。

車両の登録について

- ・収集運搬事業者の搬入には、原則として車両登録が必要(車両ごとICカード発行)
- ・搬入可能な車両は、基本的に4tパッカー車までのダンピングできる車両
場合によりダンピングできない車両も2t程度まで登録可とする。

(要相談。脱着装置付コンテナ専用車は重量によらず対象外。荷卸しは収集事業者)

その他

- ・クリーンヒルこもろの職員の指示に従うこと。

(3) 関係法令、施設搬入ルール、許可条件等を業務従事者へ周知徹底すること。

(4) 排出事業者に対し、資源化の推進や分別の周知徹底に努めること。

(5) 事業系一般廃棄物の燃やすごみは、事業系一般廃棄物専用指定袋に入ったもの以外は収集運搬できません。指定袋は、排出事業者が市へ申請して購入する必要があります。

(6) 事業系一般廃棄物の生ごみの搬入には、搬入先の浅麓環境施設組合において登録手続きが必要です。また、排出事業者が組合に申請して許可を受ける必要があります。

各種届出、実績報告の提出その他遵守事項の違反があった場合、許可を取り消すことがあります。

様式第5号（第15条関係）

一般廃棄物収集運搬業等許可申請書

平成 年 月 × 日

（申請先）小諸市長

申請者

住所 小諸市相生町三丁目3番3号

小諸産業株式会社

氏名 代表取締役 小諸 太郎 

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則第15条の規定により、一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けたいので申請します。

営業所の所在地 名称及び電話番号	小諸市相生町産三丁目3番3号 小諸産業株式会社 電話：0267-22-0000
廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
事業の種類	① 収集運搬業 2 処分業
営業の区域 （処理施設の所在地）	小諸市内
従業員の人数	15人
車両等の数量 （処理施設の種類及び数量）	5台 添付書類の収集運搬車両明細と 台数が一致すること

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 施設、設備、従業員等に係る調書（処分業にあっては不要）
- 3 欠格事項非該当誓約書
- 4 住民票抄本（法人にあっては定款及び登記事項証明書）
- 5 申請者の印鑑証明（法人にあっては代表者の印鑑証明）
- 6 使用車両の車検証の写し
- 7 直前2年の所得証明書及び納税証明書（法人にあっては決算報告書及び納税証明書）
- 8 処分業にあっては、一般廃棄物処理施設設置許可証の写し
- 9 その他市長が必要と認める書類

事業計画書（収集運搬業）

1 収集運搬する事業系一般廃棄物の種類		
ア 可燃ごみ（	）	
イ 生ごみ（	）	
2 排出事業所の名称、所在地、収集運搬する事業系一般廃棄物の種類【別紙でも可】 （申請時に予定（更新の場合は現に収集運搬）している全ての事業所について記入）		
・ レストラン	小諸市甲 番地	可燃ごみ、生ごみ
・ スーパー	小諸市相生町 - -	可燃ごみ、生ごみ
・ 製作所	小諸市乙 番地	可燃ごみ
可燃ごみは、指定袋「事業系ごみ（一般廃棄物）指定袋 燃やすごみ専用」 に入ったもの以外は収集運搬できません。		
3 事業系一般廃棄物の搬入先		
ア 可燃ごみ	_____ <u>クリーンヒルこもろ</u> _____	
イ 生ごみ	_____ <u>浅麓環境施設組合</u> _____	
4 推定搬入量 （月平均）		
ア 可燃ごみ	5 トン	
イ 生ごみ	2 トン	

別紙様式 2 号

施設、設備、従業員等に関する調書（収集運搬業）

（ 1 ）収集運搬車両明細（別紙でも可。全ての項目の記載のないものは不可）

自動車登録番号	車検有効年月日	車体の形状	最大積載量（k
長野800さ	平成 年 月 日	塵芥車	2000
長野100す	平成 年 月 日	キャブオーバ	3000

（ 2 ）収集運搬に従事する作業員名簿（別紙でも可。全ての項目の記載のないものは不可）

氏 名	生年月日	住 所	入社年月日
浅間 太郎	昭和 年 月 日	小諸市甲	平成 年 月 日

（ 3 ）積替施設等を有する場合はその概要

（積替え保管をする場合は、事前に相談してください。）

（ 4 ）他市町村等における許可の状況

市町村等名	許可の内容	許可の期間
長野県	産業廃棄物収集運搬業許可	平成 年 月 日 ～平成×年 月 日
市	一般廃棄物収集運搬業許可	平成 年 月 日 ～平成×年 月 日

欠格事項非該当誓約書

平成 年 月 × 日

(宛先) 小諸市長

許可申請の際は申請者、
変更届（代表者、役員等の変更）
の際は届出者とする。

申請者 ~~届出者~~

住所 小諸市相生町三丁目 3 番 3 号

小諸産業株式会社

氏名 代表取締役 小諸 太郎 

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

申請者 ~~届出者~~ (役員等を含む) は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号のいずれにも、該当しない者であることを誓約します。

様式第7号(第16条関係)

一般廃棄物収集運搬業等許可申請事項変更届

届出日を記入
(変更の日から
10日以内)

平成 年 月 日

(宛先) 小諸市長

届出者

住所 小諸市相生町三丁目3番3号

株式会社 小諸産業

氏名 代表取締役 小諸 太郎

小諸産業
代表者印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日付小諸市指令第 号で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業等の許可申請事項を次のとおり変更したので、小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則第16条第2項の規定により届け出ます。

記

変更した許可申請事項
(住所、氏名、法人の名称・組織・
役員、収集運搬車両など)

事業の種類	収集運搬業	
変更事項	収集運搬車両	
変更前	変更後	
車両10台	車両10台(1台廃止、1台新規登録)	
	・長野800さ 廃止	
	・長野800さ 新規登録	
変更年月日	平成 年 月×日	
変更の理由	収集車両故障による買換えのため。	

様式第 9 号(第18条関係)

一般廃棄物収集運搬業等廃止・~~休止~~届

届出日を記入
(休・廃止日の
20 日以上前)

平成 年 月 日

(宛先) 小諸市長

届出者

住所 小諸市相生町三丁目 3 番 3 号

株式会社 小諸産業

氏名 代表取締役 小諸 太郎

小諸産業
代表取締役
印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日付小諸市指令第 号で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業等を廃止・~~休止~~したいので、小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則第18条第 2 項の規定により届け出ます。

記

事業の種類	収集運搬業
営業の区域 (処理施設の所在地)	小諸市内
廃止年月日	平成 年 月 × 日
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止・廃止の理由	事業廃止のため

様式第 10 号 (第 21 条関係)

一般廃棄物処理業務実績報告書

平成 年 月 日

(宛先) 小諸市長

収集事業者名 : 株式会社 小諸産業

小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則第 21 条の規定により、次のとおり報告します。

平成 年 月分

一般廃棄物の種類 : 燃やすごみ

(単位 : 袋)

日 事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
レストラン			5							5							7							6							5	28
スーパー			10			5				11				4			10			6				12			5				11	74
製作所				3							4							3							5							15

備考 : 報告書の一覧表は、前月分の実績を毎月 10 日までに提出すること。

処理の実績がない場合も、その旨記載して提出すること。